

(オディシャ州)

他州からオディシャ州に入域する際の検疫について

オディシャ州政府は、交通手段を問わず、他州からオディシャ州への入域時に、州到着 48 時間以内の陰性証明書（注）またはワクチン接種完了証明書の携行義務付けをしていましたが、本検疫措置を撤廃しました。

ただし、入域時に、州到着 48 時間以内の陰性証明書またはワクチン接種完了証明書の携行をしていない場合には、空港・鉄道駅・バス停・州境等の各チェックポイントにて、コロナの検査を受けることとなります。本検査で、陽性と判定されますと、入域拒否となる模様ですので、御注意ください。

なお、州到着 48 時間以内の陰性証明書またはワクチン接種完了証明書のどちらかを携行している場合には、チェックポイントでの検査は免除となる模様です。

本検疫措置の終了時期等については、未定となっています。

インド国内では、各州において他州からの移動に対して独自の検疫を講じる動きがありますので、他州への移動を計画される場合は最新情報の入手に努めてください。

（注）州到着 48 時間以内の陰性証明書とは、迅速抗原検査（RAT）または RT-PCR 検査による検査結果で陰性と判定されたものになります。

（お問い合わせ先）

在コルカタ日本国総領事館 領事班

電話：+91-(0)33-3507-6830（代表）

領事班緊急連絡先：+91-(0)98310-13184

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>